

令和 8 年度中標津町地域おこし協力隊（企業派遣型）派遣先事業者 募集要項

1. 事業の目的と概要

町では、地域内外からの個人・企業団体の地域活性化・地域課題解決に資する取組の積極的な展開を目的とし、地域おこし協力隊制度の活用による隊員の任期終了後の地域での起業・就業も見据えた地域協力活動の展開を図るとともに、企業団体が取り組む地域活性化や地域課題解決に資する活動に対して地域おこし協力隊（企業派遣型）を派遣する事により、官民連携による町の活性化・課題解決を推進しています。

地域おこし協力隊（企業派遣型）は令和 8 年 8 月 1 日現在で 6 名の隊員が活躍していますが、今般、官民連携による町の活性化・課題解決の更なる展開を図るため、新たに隊員を受け入れて地域協力活動を行う事業者（以下「派遣先事業者」という。）を募集します。

2. 応募対象者

応募できる事業者は、町内に事務所・事業所等を置く法人（株式会社・NPO 法人・一般社団法人など）及び町内に住所を置く個人事業主とします。

3. 応募要件

事業者として応募する方は、隊員の活動を支援し、活動基盤の強化を図るとともに、次の要件を満たしている必要があります。

- （1） 隊員は既存事業の運営をするための補充人材ではなく、町の活性化・課題解決に資する新たな取組を行うために必要な人材として雇用すること。
- （2） 隊員の活動内容に関して責任を持ち、隊員に対する町からの問い合わせに迅速に対応すること。
- （3） 隊員が受入期間終了後も希望すれば、町内で働き続けられるように責任を持つこと。
- （4） 事業者の運営に関する規則（定款、規約、会則等）を有し、責任者が明確であること。
- （5） 町税を滞納している事業者でないこと。
- （6） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- （7） 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- （8） 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。

4. 契約に関する事項

(1) 隊員の取扱い

- ① 町は地域おこし協力隊員を募集・委嘱し、事業者に派遣します。
- ② 派遣先事業者は、当該隊員と雇用契約を締結します。
- ③ 事業者へ派遣する隊員数は、派遣先事業者が隊員と共に行う地域協力活動の内容により決定し、町の予算の範囲内を限度とします。（令和8年度は最大4人を限度とします）
- ④ 隊員の1日の活動時間は7時間30分、週37時間30分を基準とし、派遣先事業者と隊員が協議のうえ決定するものとします。
- ⑤ 派遣先事業者が隊員に支給する給与の額は、隊員と派遣先事業者が協議のうえ決定するものとします。ただし、派遣する隊員に係る給与の総額（年度）は町からの委託料（報償費分）のうち消費税及び地方消費税を除いた額（月額265,000円）を超えるものとします。

(2) 隊員が従事する活動（地域協力活動）

町の活性化・課題解決に資する活動として公益性を有するものとします。（単なる企業の営利活動は対象としません）具体的な活動内容は、応募時に事業者側から提案書により提案いただくものとし、提案書をもとに町で派遣先事業者を選定のうえ、最終的には町と派遣先事業者で協議し決定します。

なお、隊員は中標津町内に住所を置き、活動拠点も中標津町内とするものとします。

(3) 町との関係性

派遣先事業者と町は委託契約を締結し、町は派遣先事業者に対し隊員の報償費・活動費に相当する額を委託料として支払います。

(4) 委託料の額・支払方法

(3)の委託料の額は下記①②の合算額とし、毎月、派遣先事業者からの請求に基づき支払います。なお、派遣先事業者は請求にあたって隊員の活動報告書と請求額の根拠資料を提出するものとします。

① 報償費相当額（基本給、期末手当、勤勉手当、各種勤務手当に係る分）

隊員1人あたり年額3,498,000円（消費税及び地方消費税を含む）、月額291,500円（消費税及び地方消費税を含む）とします。

※隊員を年度途中に雇用した場合又は解雇した場合の各月ごとの委託料（報償費分）の額は、日割により計算します。

※隊員が地域協力活動に該当しない派遣先事業者の営利活動に従事した場合は、当該活動時間に応じて委託料を減じるものとします。

② 活動経費相当額（隊員の活動に係るものに限る）

隊員1人あたり年額上限2,000,000円（消費税及び地方消費税含む）とし、隊員の活動実績に応じ実費相当額を各月ごとに支払います。

※隊員を年度途中で雇用した場合又は解雇した場合の活動経費の年額上限は、月割及び日割により計算します。

※委託料に認める活動経費は下記のとおりとし、原則として直接的に地域協力活動の用に供される経費と対象とします。

費用区分	備考
住居借上料	社会通念上、過度に高額な住宅借上は不可とする。
車両借上料	
車両燃料費	
旅費	
通信運搬費	
広告費	
消耗品費	
備品購入費	購入単価が 10 万円を超える備品購入は原則不可とする。(リースでの対応とする)
手数料	
使用料・賃借料	
印刷製本費	
修繕費	
保険料	社会保険料（会社負担分）を含む。
その他町長が必要と認める経費	

(5) 委託契約期間

委託契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとし、隊員の任期（最長3年）に応じて再委託する事を可能とします。

(6) その他

- ① 本事業は、町予算の成立を前提としており、次年度以降の予算の状況によっては、再委託しないことや内容等に変更が生じることがあります。
- ② 委託料は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源とするものであり、国の同要綱の改正が行われた場合は、再委託の際に委託料の額に変更が生じることがあります。
- ③ 本事業は派遣先事業者決定後に派遣する隊員の募集を行うため、隊員の応募状況により派遣時期等が前後する可能性があります。

5. スケジュール

内容	時期
派遣先事業者の募集開始	令和8年9月1日（火）
派遣先事業者の応募期限	令和8年10月31日（土）
派遣先事業者の決定	令和8年11月中旬頃
隊員の募集開始	令和8年12月上旬頃
契約締結・事業開始	隊員を採用決定後順次

6. 応募手続き等に関する事項

（1） 提出書類

- ① 中標津町地域おこし協力隊（企業派遣型）派遣申込書（様式第1号）
- ② 中標津町地域おこし協力隊（企業派遣型）従事活動提案書（様式第2号）
- ③ 派遣隊員の労働条件を示す書類
- ④ 町税収納状況確認書（同意書）
- ⑤ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類
- ⑥ その他参考資料（任意・様式自由）

（2） 提出方法など

- ① 提出部数（1）の書類①～⑥をまとめて1部
- ② 提出方法 持参若しくは郵送
- ③ 提出期限 令和8年10月31日（土） 必着

7. 事業者の選定

（1） 選定方法

- ① 本募集要項に定める要件及び業務遂行能力、事業の実現性・継続性や公益性に加えて、隊員の活動支援体制や任期終了後に向けた事業者の取組などを総合的に評価して派遣先事業者を選定します。特に隊員の配置により町の活性化や課題解決にどう貢献するのかが重要なポイントとなります。
- ② 提案内容について、必要と判断した場合は、応募者に対して個別に、面談又は電話等によるヒアリングを行います。

（2） 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ② その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（3） 選定結果の通知

選定の結果は決定後速やかに、応募者に対して通知します。

8. その他

- (1) 提出いただいた書類は返却いたしません。
- (2) 提出書類は、本事業等の目的用途以外に使用しません。
- (3) 提案書類を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。

9. 提出先・問い合わせ先

担当課：中標津町役場 総務部 政策推進課 企画調整係

住所：〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山 2 丁目 22 番地

電話番号：0153-74-0726

F A X 番号：0153-73-5333

メールアドレス：kikaku@nakashibetsu.jp

様式第 1 号

中標津町地域おこし協力隊（企業派遣型）派遣申込書

年 月 日

中標津町長

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名 印

下記のとおり、中標津町地域おこし協力隊（企業派遣型）を受け入れる派遣先事業者として申し込みます。

事業者名	
所在地	〒
業種	
事業内容 ※事業者が現に営んでいる事業内容を記載願います。	
派遣希望隊員数	人
派遣希望時期及び期間	令和 年 月 日から 年 ヶ月間
派遣隊員が従事する活動	別紙提案書のとおり
担当者連絡先	担当者名 : 電 話 : メ ー ル :

様式第2号

中標津町地域おこし協力隊（企業派遣型）従事活動提案書

事業 者 名	
派遣 隊 員 が 活 動 す る 場 所	
派遣 隊 員 が 従 事 す る 活 動 内 容 (単なる事業者 の営利活動は対 象とならない)	
上記により期待 さ れ る 効 果 (町の活性化・課 題解決の視点)	
派遣 隊 員 へ の 事 業 者 の 支 援 体 制 (隊 員 活 動 支 援・任期終了後の 地域定着の視点)	